

平成27年10月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

平成27年度「児童虐待防止推進月間」の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、平成27年度「児童虐待防止推進月間」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

本事業は、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起し、集中的な広報・啓発活動を行い、児童虐待防止への取組の推進を図ることを目的として、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、別添「児童虐待防止推進月間実施要綱」に基づき実施するものであります。児童虐待問題は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、国・地方公共団体の取組等に対して協力をお願いするとともに、併せて貴会管下郡市区医師会及び会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、平成27年度「児童虐待防止推進月間」における標語募集につきましては、平成27年4月23日付(地Ⅲ20)をもって通知いたしましたがその結果報告と、児童虐待防止推進月間等広報啓発ポスター、リーフレット、児童相談所全国共通ダイヤル紹介カード及びしおりをお送りいたしますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

標語：『「もしかして」あなたが救う 小さな手』

また、児童虐待防止推進月間の取組みの一つとして、厚生労働省が主催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラムin allかながわ」のパンフレットを同封いたします。本フォーラムの開催につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

厚労省HP：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000097192.html>

雇児発 0928 第 6 号
平成 27 年 9 月 28 日

(公社) 日本医師会 会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

平成27年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、貴団体を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。今年度におきましても、別添「平成27年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組を全国的に実施することといたしますので、貴団体並びに関係団体及び関係者等に対しましても、趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施、協力につきまして、格別の御配意をお願いします。

また、平成27年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から7,043作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添「平成27年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の4に記載のとおり

『「もしかして」 あなたが救う 小さな手』に決定いたしましたので、あわせて御報告します。

この標語は、平成27年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴団体並びに関係団体及び関係者等に対しましても、標語の周知等御配意を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき深刻な問題となっている。そのため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠である。

このため、11 月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施することにより、家庭や学校、地域など社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、多くの民間団体や国・地方公共団体など関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止対策への取組を推進し、その充実と定着を図るものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止活動の促進
- (3) 児童虐待防止活動による民間団体等の関係団体や関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

『「もしかして」 あなたが救う 小さな手』

平成 27 年度「児童虐待防止推進月間」標語として全国公募により選定された
佐見津 真美（さみつ まみ）さん（兵庫県）の作品

5. 期 間

平成 27 年 11 月 1 日（日）から 30 日（月）までの 1 か月間。

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとする。

6. 主 唱 者

厚生労働省、内閣府

7. 協 力 者

- (1) 関係省庁等

警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所（オブザーバー）

(2) 関係団体

(一社) 日本こども育成協議会	全国高等学校長協会
(一社) 日本子ども虐待防止学会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本小児科医会	全国児童家庭支援センター協議会
(公財) SBI子ども希望財団	全国児童自立支援施設協議会
(公財) 全国里親会	全国児童相談所長会
(公社) 全国私立保育園連盟	全国児童養護施設協議会
(公社) 日本医師会	全国情緒障害児短期治療施設協議会
(公社) 日本看護協会	全国自立援助ホーム協議会
(公社) 日本産婦人科医会	全国人権擁護委員連合会
(公社) 日本歯科医師会	全国地域活動連絡協議会
(公社) 日本社会福祉士会	全国乳児福祉協議会
(公社) 日本助産師会	全国保育協議会
(公社) 日本PTA全国協議会	全国保健師長会
(福) 子どもの虐待防止センター	全国保健所長会
(福) 全国社会福祉協議会	全国母子生活支援施設協議会
(福) 日本保育協会	全国民生委員児童委員連合会
(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク	全国養護教諭連絡協議会
(特非) チャイルドライン支援センター	全国連合小学校長会
(特非) 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク	全日本私立幼稚園連合会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会	全日本中学校長会
愛育研究所	日本私立小学校連合会
子どもの虹情報研修センター	日本私立中学高等学校連合会
全国家庭相談員連絡協議会	日本弁護士連合会

8. 平成27年度における実施事項

国、地方公共団体、関係団体などが以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止活動を促進し、各関係団体・関係機関などの連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット、オレンジリボン等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌及びインターネットなどを通じての広報啓発

(2) シンポジウム・講演会・研修会・会議・展示会などの開催

広報啓発、児童虐待問題への理解などを目的としたシンポジウム・講演会・研修会・会議などの開催

(3) 電話相談などの相談援助活動の実施

夜間・休日も含めた相談援助活動の実施

(4) 上記2の趣旨にふさわしい取組の実施

オレンジリボン普及のためのシンボリック施設へのオレンジライトアップ 等

9. 協力者等への依頼

厚生労働省は、協力者及び地方公共団体に対し、上記4の標語について広報誌への掲載等による周知等及び上記8の事項を実施するための支援、協力を依頼すること。

10. 月間における関係団体等の取組状況などの公表

厚生労働省は、関係府省庁や関係団体等の平成27年度月間における児童虐待防止に資する取組の実施（予定）状況等について調査し公表すること。

11. 児童虐待防止対策協議会（※）の開催

厚生労働省は、児童虐待防止対策協議会を開催し、協議会参加団体の総合的な取組の推進に向けた連携の強化や更なる児童虐待防止対策の充実を図るための方策などについて検討するとともに、社会全体で解決しなければならない問題であるという認識を共有すること。

また、協議会参加団体等の月間における取組の実施（予定）状況等について情報提供を行うこと。

（※）児童虐待防止対策協議会

児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、虐待に関する通告・情報提供の促進と関係団体等との連携強化など、総合的な取組を進めるため、平成11年11月に設置

前回（平成26年10月開催）参加団体：6府省庁等及び46関係団体

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



いち
1

はや
8

く
9



お住まいの地域の児童相談所につながります。※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

「もしかして」
あなたが救う
小さな手



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。 11月は児童虐待防止推進月間です。

出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

児童虐待とは・・・

身体的虐待

なぐ、け、たた 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



お住まいの地域の児童相談所につながります。 ※一部のIP電話からはつながりません。 ※通話料がかかります。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。